

平成21年5月1日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530623
 研究課題名（和文）
 ロシア連邦における教育水準の向上を図る学校評価と教育課程評価に関する研究
 研究課題名（英文）
 The Evaluation System which Contributes to the Improvement of School and Curriculum
 研究代表者
 高瀬 淳（TAKASE ATSUSHI）
 岡山大学・大学院教育学研究科・准教授
 研究者番号：00274035

研究成果の概要：ロシア連邦で初めて正式に示された普通教育の教育課程基準である国家普通教育スタンダード（2004年3月5日付）は、他人とは異なる自分の意見を説明する「民主主義的」な能力の育成を図る学力観の転換を明確にしている。これに基づく学校の教育活動の評価については、通常5年ごとに実施される学校の国家審査・国家認定の一環として、児童生徒の成績（学習成果）を踏まえた教員の教育プロセスが評価される。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	390,000	2,790,000

研究分野：教育行政学、教育制度

科研費の分科・細目：教育学・教育学2

キーワード：教育行財政学、学校経営、学校教育

1. 研究開始当初の背景

ロシア連邦では、社会主義に基づく政治経済体制を志向したソ連邦の崩壊（1991年12月）以降、「民主主義」と「市場経済」を理念とした国家づくりが進められている。特に、教育分野においては、教育内容・方法の決定にかかる、国家の教育権力から国民の教育人権へといった法制上の転換がなされ、個人や社会の多様なニーズに応える教育制度の構築が教育改革の基本課題とされてきた。

こうした教育制度の大枠は、1992年7月に公布されたロシア連邦の教育に関する基本法である「ロシア連邦教育法」によって明らかにされた。これに基づき、ロシア連邦は、ソ連邦時代の画一的な教育内容や硬直した教育行政を改めるため、教育課程基準の弾力化や学校の裁量権の拡大などの措置を講じ、学校教育の多様化を推進してきた。

こうした国家理念の転換による教育の見直しは、必然的に育成されるべき国民の資

質・能力に変更を伴うものであり、個人や社会の多様なニーズに応える教育制度の構築が教育改革の基本課題とされてきた。特に、初等中等普通教育の内容・方法にかかる教育課程基準は、こうした教育改革を実現するための中心的な課題と位置づけられる。また、ロシア連邦の学校は、すべて法人とされ、「ロシア連邦の法令と教育機関の規則が定める範囲で、教育課程の実施、職員の選抜・配置、学術・財政・経営その他の活動において独立している」とされている。これは、学校に自律的な管理運営を認めるものであり、その体制についても、学校ごとに、教育目標や教員・設備等の諸条件を考慮し、主体的に確立されるべきものとして構想されている。

以上のことから、学校がどのような教育課程を編成し、その成果がどのように評価されるかを明らかにすることは、自立的な学校経営に大きな示唆を得ることができると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、「学校教育の質を高めることに役立つ学校評価や教育課程評価とは如何なるものか」という問題を探るため、ロシア連邦における①個々の学校の諸活動と成果についての評価（学校評価）並びに②教育課程の実施と成果についての評価（教育課程評価）を研究対象として取り上げ、それに関する現行法制を教育改革の動向や教育行政制度（学校の管理運営や教員評価を含む）の全体像を踏まえて総合的に分析し、その構造と実態を明らかにすることを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、まず学校評価と教育課程基準（国家教育スタンダード）に関する現行法制が、どのような背景・経緯のもとに成立したかの検討を行い、そこに認められる制度上の

特質や問題点を導き出す。こうした法制の検討は、適切な学校評価や教育課程評価のあり方を探る上で極めて重要である。本研究では、ペレストロイカ政策期以降の教育改革の動向や教育行政制度の全体像を踏まえ、さらには学校の管理運営体制や教員評価の現状に着目しつつ、学校評価や国家教育スタンダードにかかる現行法制を総合的に分析し、その制度上の特質や問題点を正確に導き出すを試みる。

(2) こうした法制を踏まえた上で、国家（連邦構成主体）・地方自治体の教育行政担当者や当該地域の学校長に聞き取り調査を行い、その結果の検討を通じて、学校評価と教育課程の実態を明らかにする。この聞き取り調査は、学校評価と教育課程の実施状況・評価を浮き彫りにする上で有益である。調査地域についてはモスクワ市ではなく、欧露地域の他の連邦構成主体とそれを構成する複数の地方自治体を選択することによって、ロシア連邦の「学校評価と教育課程評価に関する制度の基本的構造と実態を正確に分析する。

(3) さらに法制と実態を付き合わせて考察し、ロシア連邦における学校評価と教育課程評価の全体構造を明らかにする。これにより、本研究が目指す「学校教育の質を高めることに役立つ学校評価や教育課程評価とは如何なるものか」という問いに迫ることが期待できる。

4. 研究成果

(1) ロシア連邦の公的な学校評価は、学校の設置・認可制度の一環として行われる。ロシア連邦において、学校の設置は、国家（連邦・連邦構成主体）、地方自治体、個人、社会団体及び宗教団体に認められている。学校の設置認可については、通常、就学前教育機関と

初等中等学校の場合は連邦構成主体レベルの教育行政機関が行い、高等教育機関の場合は連邦レベルの教育科学省が行う。設置認可の具体的な手続きは、①学校設置の登録（所轄の市・地区等の教育行政機関への文書による届け出）→②児童生徒・学生募集の認可（所轄の地方教育行政機関による書類審査）→③教育水準の審査（連邦・連邦構成主体による教育成果の審査）→④正規の学校として認められる国家認定（連邦・連邦構成主体による学校認定）の4段階から成るが、②と③の間に原則3年以上の試験的な活動期間が設けられる。

国家認定を受けた学校は、正規の学校として位置付けられ、修了証書の授与権や公費補助を得ることができる。こうした国家認定は、少なくとも5年に1回のスケジュールで、すべての学校に義務づけられており、ロシア連邦における公的な学校評価となっている。具体的には、連邦や連邦構成主体は、学校の申請に基づき、①教育水準（最終学年の児童生徒の成績）、②教育課程、③管理運営の体制（校長や職員の資格など）、④教員（構成、資格、任用など）、⑤教育条件（施設設備、保健など）等の観点から審査・評価し、不十分な点があれば、当該学校に対してその改善を勧告する。勧告された学校は、12か月以内に該当する点を改善し、再審査を受けなければならない。その結果、改善が認められないと判断された場合には、国家認定を取り消されることがある。

また、学校の教育活動に対する評価については、通常5年ごとに実施される学校の国家審査・国家認定の一環として、児童生徒の成績（学習成果）を踏まえた教員の教育プロセスが評価される。これは、「適切な教育内容が選ばれているか」「適切な教授法により授業が行われているか」「児童生徒の授業理解が十分で

あるか」などの観点から行われ、当該校の教員によって提供される教育が国家普通教育スタンダードに定められた水準に到達しているかが審査される。具体的には、国家（連邦構成主体）から学校に所定の講習を受けた審査員が派遣され、無作為に抽出した児童生徒に複数の教科の試験を行うとともに、1か月～半年間程度をかけて教員の授業実践を観察するとされる。

(2) ロシア連邦の教育課程基準は、ペレストロイカ政策期の動向を起点として、教育内容・方法の決定にかかる、国家の教育権力から国民の教育人権へといった転換を踏まえた学校教育を実現するよう改められてきた。その過程は、共和国ごとの学校教育の多様化が意図された時期（1989年～）→学校ごとの学校教育の多様化が推進された時期（1993年～）→連邦としての学校教育の統一性と多様性の調和が試みられた時期（1998年～）といった段階を経て、2004年の国家普通教育スタンダード制定に至ったといえる。

このことを踏まえ、ロシア連邦における教育課程行政制度について整理すると次の3つの特色を挙げることができる。

第一に、教育内容・方法の決定にかかる権限が、連邦、連邦構成主体及び学校の三者に分配されていることである。ロシア連邦の教育課程基準（基本教科課程）は、これら三者が決定する教育内容・方法やその授業時間数の範囲をそれぞれ明確にしている。三者が決定する授業時間数の比率は、改訂のねらいに応じて変化しているが、現行基準では、連邦75%以上、連邦構成主体10%以上、学校10%以上と定められている。別な言い方をすれば、こうした比率に対応した権限の行使が三者に保障されていると捉えられる。ただし、「ロシア連邦教育法」の1996年並びに2002

年改正により、国家普通教育スタンダードが連邦政府の内部手続きによって制定されるようになったことから、今後、教育内容・方法の決定にかかる三者の権限関係が、連邦政府によって恣意的に変更される可能性を排除できない法制であることが留意される。

第二に、学校に配分された教育内容・方法の決定にかかる権限について、それを行使する具体的な主体が、個々の学校の管理運営体制によって変化することが挙げられる。1989～1996年において、学校は、保護者・地域住民等が参加する学校会議を中心に管理運営されることが定められていた。そこでは、「社会主義的自主管理」の原則の影響もあって、保護者・地域住民等が教育内容・方法の決定に直接に関わることが前提とされていた。しかし、「ロシア連邦教育法」の1996年改正によって、学校が自らの管理運営体制を独自に定めることとなり、多くの学校で校長を中心とした体制が一般化していった。その際、学校の最終的な意思を決定・執行する権限が法律によって校長に保障されているわけではないことから、教育内容・方法の決定に際しては、教職員や保護者・地域住民との適切な相互交渉が不可欠となると考えられる。

第三に、ロシア連邦における教育課程行政が、国家（連邦並びに連邦構成主体）と学校の直接的な関係を基本としていることである。ロシア連邦では、様々な施策に国民の意思を直接反映する機会を確保する観点から、新たに国家権力の系統に属しない地域住民の自治機関である地方自治体（市・地区等）が設けられた。地方自治体は、地域住民に対する義務教育の保障など国家が定める教育政策を実現する責任を有するものの、教育内容・方法の決定にかかる権限が分配されていない。こうした体系は、学校ごとに特色ある教育課程の編成を促進しつつも、教育課程に対する国

家の行政責任を結果的に高めることにも繋がりうる。つまり、学校の権限拡大といった教育課程行政の分権化の一方で、教育内容・方法の決定にかかる国家関与の度合いがむしろ強化されていく可能性が指摘できる。

(3) 教育課程の基準は、「ロシア連邦教育法」の第7条により、連邦政府に作成が義務づけられた国家教育スタンダードで明らかにされる。初等中等普通教育の国家普通教育スタンダードでは、ロシア連邦全体で順守すべき最小限の教育内容、学習者の最大限の学習量及び卒業に必要とされる学力水準の条件などが定められる。

2004年3月5日付で制定された国家普通教育スタンダードは、連邦政府による政策文書「2010年までのロシア教育の現代化基本構想」（2001年12月29日付）を踏まえ、ロシア連邦で初めて正式に示された普通教育の教育課程基準である。その内容は、全体を概説した総則と、初等普通教育、基礎普通教育及び後期中等普通教育の教育段階（水準）ごとに定められた、①教育目標や必修教科を明記した一般規定、②学習の成果として求められる生徒の知識（一般的な学習能力）やそれを生活に活用する実践的な態度・実践力（経験と活動の方法）の概要、③教科ごとの目標、最低限の学習内容及び生徒に求められる態度・実践力から構成されている。

政策文書「現代化基本構想」によれば、ロシア連邦における教育政策の根本的な課題は、「教育の基礎・基本を保持する」ことであると同時に、「教育の質を現代化する」ことである。教育の質の現代化については、「学習者に一定の知識を習得させるだけでなく、学習者の人間性や認知的・創造的な能力の発達」を図ることが必要とされ、普通教育において身につけさせるべきコンピテンスとし

て、「普遍的な知識、技術及び経験を総体化」し、学習者が自己責任において自主的に活動できる能力が挙げられている。さらに、教育の構成要素に訓育が有機的に含まれるべきとの観点から、「市民としての責任と遵法意識、道徳性と倫理性、自主性、自律性、寛容性、社会的適応性、労働市場への積極的な適応性」の形成が必要とされている。

こうした基本方針に基づき、国家普通教育スタンダードは、初等中等普通教育を通じて実現が図られるべき12の施策・指針を提示している。これらのうち「社会で直面する実践的な課題の解決に必要となる、生徒が学習した知識、技術及び活動方法を活用できる能力としてのキー・コンピテンシーを形成する」といった指針は、ロシア連邦で育成される児童生徒の資質・能力を包括的にあらわしているという点で注目される。「キー・コンピテンシー」は、周知のとおり、OECDによるDeSeCo計画などによって明らかにされてきた資質・能力であり、この言葉が使用されていること自体、ロシア連邦の教育内容が「世界的な」標準・水準を志向していることを示している。また、「キー・コンピテンシー」は、「全体的な人生の成功」と「正常に機能する社会」という観点から、民主主義と市場経済を標榜する社会において、個人と社会の両方に貢献できる資質・能力と位置づけられており、この考えが国家普通教育スタンダードにも踏襲されている。

(4) 国家普通教育スタンダードに児童生徒のキー・コンピテンシーを育成する方向性が明示されたことにより、必然的にそれまでの学力観が変更されることになる。つまり、マルクスレーニン主義を標榜したソ連邦時代には一つの事柄について模範的な解釈が存在したが、キー・コンピテンシーの形成という

意味においては、一つの事柄について他人とは異なる自分の意見を説明する「民主主義的」な能力が意味をもつようになったと指摘できる。

ただし、国家普通教育スタンダードの制定によって、実際の学校の教育活動が急激に変化したわけではない。この要因の一つとして、国家普通教育スタンダードが、少なくとも教育内容の範囲に関わる根本的な変更を学校に迫るものではなかったことが挙げられる。そのため、キー・コンピテンシーの形成を図る取り組みの具体化は、教育課程の編成や学校の管理運営にかかる実質的な権限を有する校長の教育観によるところが大きく、国家普通教育スタンダードの制定が、ソ連邦時代より重視されてきた知識・技能など教えられた「価値」を正確に習得していることを第一義とする学力観の転換に必ずしも結びついていない状況が指摘できる。

その一方で、国家普通教育スタンダードは、児童生徒の学習成果や学校の教育活動を評価する際の客観的な基準と位置づけられていることから、そうした評価の方法や基準等が一部変更されてきている。

児童生徒の学習成果に対する評価については、後期中等普通教育の修了試験として、統一国家試験が2001年より実験的に導入されている。その内容は、教科ごとに、A 選択問題、B 数字や語句を記入する問題、C 記述式の問題から構成される。特にCの記述式の問題については、所定の講習を受けた2名の専門家による採点が行われるが、これに国家普通教育スタンダードに示されたキー・コンピテンシーについて評価する問題が含まれているとされる。

これらの評価は、国家が初等中等普通教育の水準を管理・保障しようとするものであり、その基準となる国家普通教育スタンダード

ドの趣旨をロシア連邦全体に広める働きを有している。評価に際しては、学校の自律性を損なわないよう配慮することが求められ、今後の研究課題として、教育課程基準と児童生徒、学校並びに教員の評価制度との関連を考察する必要があるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

①高瀬淳、ロシア連邦における教育課程基準と児童生徒の資質・能力、教育制度学研究、査読無、第15号、2008年、pp. 187 - 191

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高瀬 淳 (TAKASE ATSUSHI)

岡山大学・大学院教育学研究科・准教授

研究者番号：00274035